

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第16回 女性弁護士は事務所を強くする～湊 信明会員に訊く～

聞き手：男女共同参画推進本部 事務局次長 坂野 維子 (57 期)

委員 小寺 悠介 (66 期)

法律事務所における男女共同参画について、2014年の夏期合同研究でも同様のテーマで講演をして下さった湊信明会員(2015年度東京弁護士会副会長、湊総合法律事務所所長)に、お話を伺いました。

—— 貴事務所における女性弁護士の割合と、産休・育休をとった弁護士の状況を教えてください。

現在、所属している弁護士は、育休による登録抹消中の者も含めて13名で、うち4名が女性です。これまでに2人の女性弁護士が、各々約2年間産休・育休をとった後、復帰しています。また、間もなくもう1人の女性弁護士が、産休・育休を終えて復帰予定です。

—— 弁護士が産休・育休に入ると、法律事務所の業務が回らなくなるのでは、と心配する会員もいると思いますが。

産休・育休に入る前に本人と面談し、復帰時期や復帰後の働き方などについて予め希望を聞くようにしています。また、産休・育休前に新規に弁護士を採用し、共同受任期間を設けて業務に滞りがないようにしています。弁護士の人数は増えてますが、その分、経営者として業務拡大を図らねばというモチベーションが高まりますので、弁護士の産休・育休は、法律事務所の業務拡大のチャンスだと捉えています。

—— 産休・育休をとった弁護士は、復帰後どのように仕事をされていますか。

原則は午前9時から午後5時までとじていますが、法律事務所での仕事の性質上、急ぎの案件がある場合などは、都合のつく限り、早朝から出勤したり、午後9時、午後10時まで事務所に残って仕事をしたりして

くれていることもあります。また、勤務時間に制約があるか否かにかかわらず、なるべく案件や顧問先を、私を含む3名の弁護士での複数担当制にしています。そうすると子どもの体調の急変等にも対応でき、依頼者も安心するようで好評を頂いています。

—— 男性弁護士の育児参加はいかがですか。

男性弁護士も、保育園の送り迎えはもちろん、子どもの病気の際には病院に連れて行ってから出勤するなど、育児参加をしています。女性弁護士とも意見交換したりして、困った時はお互い様、という感覚が根付いているようです。

—— 貴事務所で以上のような方法がうまく機能する秘訣は何か。

弁護士を採用する際は、事務所の仕事のしかたや価値観・雰囲気等をよく理解してもらったうえで、所員の全員一致で採用を決めています。また、本人たちも、産休・育休の前後を通じて、事務所によく貢献してくれています。忘年会や休日のピクニックなど、家族を同伴して参加できるイベントを開くことで、お互いの家族の顔が見える、という点も大きいようです。ピクニックでは、正午から午後2時までの2時間だけをコアタイムとして、早めに来たり、後から飲みに行ったりすることもできるようにして、多くの所員と家族が参加しています。

—— 女性弁護士の採用を迷っている事務所にメッセージをお願いします。

特に「女性を採用しよう」と思って採用してきたわけではなく、その時に事務所に必要、と事務所のメン

バーが思う人材を採用してきたところ、その中に女性も一定割合含まれていた、というのが実感です。女性弁護士たちは皆、丁寧にチームワーク良く仕事をしてくれて、事務所に大きく貢献してくれています。女性弁護士は事務所を強くすると思います。

—— ありがとうございます。



代々木公園でのピクニックに参加する所員と家族の皆さん